

高知県教育委員会 会議録

平成26年6月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成26年6月12日(木) 14:30

閉会 平成26年6月12日(木) 16:15

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児
欠席委員	委員	八田 章光

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	原 雅彦
〃	小中学校課長	長岡 幹康
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	高等学校課企画監	坂本 寿一
〃	特別支援教育課長	川村 泰男
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課長	赤間 圭祐
〃	教育センター所長	下司眞由美
〃	教育政策課課長補佐	中平 貢正
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	溝渕 松男 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 6月定例委員会を開催する。

本日の付議第4号及び第5号は、個人に関する情報を含む議案のため、また、付議第6号から第11号は、高知県議会6月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開の取り扱いとする。

賛成の委員は挙手をお願いします。

各委員 全員挙手

代理 それでは、付議第4号から11号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 平成27年度高知県立中学校入学志願者取扱要項及び入学定員に関する議案(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員	平成26年度入試について、資料7ページ(2)結果の適正検査における受検者及び合格者の評価別人数を見ると、C評価の者も合格しているのは、男女の比率を考えた結果か。
事務局	A・Bの適正検査、作文及び面接の結果を総合的に判断し、合否を決定している。総合的に判断した結果、適正検査BにおいてC評価だった者も合格しているということである。
委員	男女比は関係ないということか。
事務局	関係ない。
委員長	男女比を考慮して選抜した結果ではないということか。
事務局	男女比は考慮せず、今までどおり総合的に合否の判断したところ、結果的に男女の人数が同等になったということ。
委員	私立中学校の入試の日の初日と試験日を合わせているのはなぜか。
事務局	私立中学校と日程をずらして、県立中学校と両方とも受けられる状況になる。県立中学校は、公立中学校以外の選択肢ということでつくっている。地元の公立中学校以外に行くとするれば、私立の中学校に行くのか、県立中学校に行くのかの選択をするという意味で同じ日程にしている。
委員	私立中学校の入試は2日間だが、2日目に県立中学校の試験日を合わせるということは考えないのか。
事務局	今まで、初日に合わせていた。
委員	地元の公立中学校との兼ね合いもあるのかもしれないが、受験生の立場からすると、別の日に設定してもらった方がいいのではないか。私立中学校を不合格になっても、県立中学校があるということで、受験生としてはありがたいと思う。あえて、私立中学校と同じ日に設定している意味はどういうことか。
事務局	県立中学校を立ち上げるにあたって、地元の中学校以外の1つの選択肢を設けるということで、私立中学校と同じ日程に設定し今まで

委員	きた。
事務局	いろいろ検討するなかで、一番いい方法ということで平成14年よりずっと行っている。
委員	保護者や受験生から、私立中学校と日程をずらして欲しいなどの要望はなかったのか。
事務局	当初は、選考の仕方も今とは違っていたが、日程についての要望は特になかった。その後、当初の選考の仕方では、「なぜ不合格になったのかわからない、努力をしても結果的に抽選で合否が決まる」等の声が出てきたので、適性検査のあり方を少しずつ変えてきた。昨年からは、小学生が学習するすべての内容を出題範囲とした適性検査に変更した。
委員長	私立、県立、国立とも同じ日程である。試験の内容もかなり違うので、受験生は私立、県立、国立どこを受けるか決めて受験対策をしている傾向がある。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成27年度高知県立高等学校入学定員に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課企画監 説明

○質疑

委員長	今年度末の県内の中学校卒業者が昨年度末より46名増えるということか。
事務局	そのとおり。
委員長	高知学区で定員を増やして、他は減らすということではなく、定員は全て前回と同じということか。
事務局	全ての学校の定員が前回と同じである。
委員長	高知学区は昨年度末より81名増ということだが、定員を増やさなくても大丈夫か。
事務局	入学定員を満たしていない学校もあるので、大丈夫である。
委員	成人特別選抜を実施する学校を増やすとのことだが、ニーズはあるのか。
事務局	具体的に実施校を増やして欲しいという声があったわけではないが、特定の学校だけで実施するというのはどうかということで、全ての定時制高校で実施することにした。
委員	成人特別選抜の枠を設けると入学定員の中に成人特別選抜枠が含まれるので、中学新卒者等の枠が減ることになるが大丈夫か。
事務局	定時制の場合、定員40名であっても、多くの学校において入学者は多くて10数名という実績なので、成人特別選抜枠を設けても影響はないと考えている。

委員	高知東高校の看護科や高知丸の内高校の音楽科は施設の関係で定員が30名なのか。
事務局	施設関係に加え、高知東高校の看護科では、専攻科を含む5年間で専門性の高い教育を行うので、少人数である方が教育効果があり、また高知丸の内高校の音楽科も、様々な楽器等、個々に専門性を高めていく内容があるので、少人数の方がよいという理由で定員を30名にしている。
委員	入試の倍率はどれくらいか。
事務局	高知東高校看護科は1.07倍。高知丸の内高校音楽科は0.6倍である。
委員長	高知東高校看護科は実習病院の確保が非常に厳しいという理由もあり、定員を30名にしたという経緯もある。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑

委員長	規則の整理ということである。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 高知県産業教育審議会委員の任命等議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第5号 高知県スポーツ推進審議会委員の任命議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第6号 平成26年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案（教育

政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員 事務局 委員 事務局	参考資料に 39 園で高台移転を検討とあるが、内訳は。 すでに検討中の 23 園と新たに検討を開始した 16 園である。 補助基準額を 1.5 倍にするというのは、補助率 4 分の 3 で、1.5 倍にするということか。 補助率を 4 分の 3 としているが、補助基準額は国の基準額に基づいており、その基準額が十分に高くないので、現実的には総事業費の 5 割程度の補助となっていた。よって、補助基準額を 1.5 倍に引き上げ、実質的に総事業費の 4 分の 3 程度補助金が出せるようにしたものである。
委員 事務局	総事業費の全額が対象ではなかったということか。 全額が対象だが、上限が決められており、上限額の 4 分の 3 の補助しかできないということである。
委員 事務局	これで総事業費の 4 分の 3 の補助ができるということか。 4 分の 3 の補助に近づくということである。つくる施設によって、4 分の 3 であったり、60 パーセントであったりという違いはある。
委員長 事務局	私立幼稚園も対象か。 対象である。
委員長 事務局	手を上げている私立幼稚園はあるのか。 検討している園はある。
委員長 事務局	繰越については、安芸高校の南舎の建て替えについてか。 そうである。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 7 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

委員長 事務局	看護師の確保が大変であると思うが。 看護師は一般的に保育士よりも給料が高いが、現在、国から支給される人件費は保育士を想定したものである。看護師を雇用した場合、保育士の給料以上を支払う場合は、各保育所が負担することになる。
委員長	看護師を置きたい保育所はあるが、現実には看護師の確保が難しい。 基準が乳児 6 人以上から 4 人以上になることはいいことであるが。 看護師が保育士の役割をすることはあり得るか。 参考資料 2 の条例の 49 条 2 にあるように、保育士の数は、乳児おお

事務局	むね3人につき1人以上となっているので、その1人が保育士ではなく、看護師でもよいということになるが、保育所内には他に保育士がいるので、協働して保育をしていくことになる。
委員	業務は大変だと思うが、退職された看護師を少し安い給料で雇うことができれば、負担軽減になるのではないか。
事務局	そういう方がいれば、年齢制限はないので雇用することはできる。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第8号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案に係る意見徴収に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

	(質疑なし)
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第9号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案に係る意見聴取に関する議案（新図書館整備課）】

○新図書館整備課長 説明

○質疑

委員	有生というのはどんな会社か。
事務局	高知市針木のミタニ建設工業の近くにある有限会社である。
委員長	ミタニ建設工業に関しては、問題はないか。
事務局	国の工事での談合であり、国からの今後の二重の処分の可能性はないので問題はない。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第10号 高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案に係る意見聴取に関する議案（人権教育課）】

○人権教育課長 説明

○質疑

委員長 事務局	知事の附属機関の事務局はどこになるのか。 高知県いじめ問題再調査委員会は文化生活部人権課が事務局となる。
委員会 事務局 委員長	教育委員会の附属機関のいじめ問題調査委員会の事務局はどこか。 人権教育課である。 県立学校で起きた問題の場合は、実質的には県教育委員会対応し、知事に報告することになるようだが、私立学校の場合はどうなるのか。
事務局	基本的には私立学校自体が調査をし、知事に報告するが、不十分な場合は、再調査委員会が調査することになる。
委員	市町村も同様な対応が必要ということだが、各市町村にこれだけの体制を整えるということか。
事務局	小中学校を所管しているのは市町村教育委員会であり、実際のいじめの発生件数も小中学校でかなりあるので、何か事が起こった時に対応できる体制を市町村にも整備していただく必要がある。県としてこのような体制を整えていくという説明のなかで、市町村にも体制をつくって欲しいとお願いをしてきた。ただ、それだけの専門家が高知県内にいるのかという問題は、いろいろな所から指摘をされているし、実際に、市町村の調査委員と県の調査委員が同じ人物になる等の可能性はある。
委員 事務局	高知市以外は県の方で調査を行うなどできないのか。 法律上、学校または学校の設置者が調査をするということになっているので、県が肩代わりするという事はできない。ただし、調査にあたって、県の指導主事が助言をしたり、調査委員会を設置する時に委員の候補を紹介したりサポートはできると考えている。
委員長	いじめにしても体罰にしても、今までは県が緊急に市町村に出向き、支援するという体制を組んでいる。今回、このような制度ができ、市町村の調査を待っていたら、かえって時間がかかり解決が難しくなることもあるのではないかと。法律上の原則はあっても、機動的に動ける体制を考えておかないと、実際には県民の非難を受けるということになる可能性もある。
事務局	組織を設けたことによって迅速性が失われるということになると、本末転倒である。そもそも、国の考え方としては、できるだけ早く調査等ができるように、あらかじめ組織を設けておきましょうということである。県としても、あらかじめ組織を設け、実際の細かい手続きの流れ等についてはこれから整備していかなければいけないと考えている。県立学校とも情報を共有しながら、実際の対応がスムーズのできるようにしていきたい。
委員長	小中高のなかで、小中が占める人数が多いので、いじめが発生する確率も高い。スムーズに対応できる体制を考えておかなければいけない。
事務局	市町村は県の動きを見ているところがあるので、県はこのようなス

委員	タイトルで動くということをしてできるだけ早く状況説明し、市町村として不安な部分があれば、一緒に考えていきたいと思いますというスタンスが必要と考えている。
委員長	委員長が言われるのは、調査委員会の委員を市町村と県と統一したほうがいいということか。
委員	今までの体制の方がスムーズにいくと考えるが、法律上新しい組織をつくらなくてはいけないので、実質的に動ける体制づくりを考えていかなければいけない。
事務局	委員が重なっても仕方がないということでもいいか。
教育長	外部専門家の人材は限られるので、重なるのは致し方ない。むしろ、委員に了解してもらい、いじめの発生場所によって、県の調査委員会が、各市町村の調査委員会に切り替わって対応するという方が現実的ではある。
委員長	核になる委員は、各市町村と県とで同じ人になってもらう必要がある。
事務局	市町村のニーズも踏まえて考えていきたい。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 11 号 平成 25 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告に係る意見聴取に関する議案（教職員福利課）】

○教職員福利課長 説明

○質疑

	(質疑なし)
委員長	本事件を承認する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 11 号

原案のとおり議決